

回 覧

麦赤かび病防除（無人航空機）のお知らせ

麦赤かび防除を、下記の要領により実施いたします。

麦（小麦・大麦）が赤かび病にかかると、品質低下や収量減少が起こります。赤かび病の原因となるかびは、穂に付着してデオキシニバレノールやニバレノールというかび毒を産生する場合があります。収穫後の麦にデオキシニバレノール類が多く含まれると、それを原料とした食品を摂取することによって、健康被害が起きるおそれがあります。

現在のところ、防除なしに赤かび病の発病・まん延を完全に防ぐことのできる品種はありません。気象条件によっては、赤かび病が発病・まん延するおそれがあるため、薬剤で赤かび病を防除し、かび毒を産生しないようにする必要があります。

防除時期は、麦の出穂期から開花最盛期が最も有効なので、それぞれの圃場における麦の生育状況を確認しながら実施します。

皆様のご協力をお願いいたします。

《防除実施要領》

1. 実施者 県央南農業共済組合
2. 対象作物 小麦(大麦は対象としません。)
3. 実施地区 旧笠間市の箱田(本郷・中組、北組、間黒)
(小麦作付地区) 旧友部町の南小泉、南友部、鴻巣、五平、小原
※実施地区には、防除実施の立て看板を設置します。
4. 実施期間 5月7日(月)～5月20日(日)
※詳細な実施地区及び実施日は、お問い合わせ下さい。
5. 実施方法 産業用無人ヘリコプター及び産業用マルチローター(ドローン)
6. 使用薬剤

薬 剤 名	希釈倍数	成分名・含有(%)
ワークアップフロアブル (麦用殺菌剤)	16倍	メコナゾール(18%)

問合せ先 笠間市来栖138番地の5
県央南農業共済組合 損害防止係
電話 (0296) 72-7321

散布にあたっての《安全対策》については、裏面をご覧ください。

大豆病虫害防除（無人ヘリ）のお知らせ

大豆の病虫害防除を、下記の要領により実施いたします。

大豆の収量、品質向上のためには、開花から10日以降に紫斑病や害虫（カメムシ類、ハスモンヨトウ）の防除を実施しなければなりません。また、全く防除しなければ品質や収量が極端に低下します。

防除は、それぞれの圃場の大豆の生育状況や病虫害の発生状況を観察、予察しながら実施します。実施時期や対象病虫害で使用薬剤も異なります。下記の実施要領をご覧ください。

皆様のご協力をお願いいたします。

《防除実施要領》

1. 実施者 県央南農業共済組合

2. 実施地区 南小泉、南友部、鴻巣、小原

※実施地区には、防除実施の立て看板を設置します。

4. 実施期間 9月6日～9月21日

※詳細な実施地区及び実施日は、お問い合わせ下さい。

4. 使用薬剤

薬剤名	希釈倍数	成分名・含有(%)
アミスター20フロアブル(殺菌剤)	20倍	アゾキシストロビン(20%)
ペガサスフロアブル(殺虫剤)	32倍	フルベンジアミド(18%)
スミチオン乳剤(殺虫剤)	8倍	MEP(50%)

問合せ先 笠間市来栖138番地の5
県央南農業共済組合 損害防止係
電話 (0296) 72-7321